

活水高等学校の運動部活動の在り方に関するガイドライン

2023 年度

はじめに

- ① 運動部活動は心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な教育活動である。
- ② 国や県教育委員会が示したガイドラインを受け、関係団体等と協力して抜本的な改革に取り組む。
- ③ 持続可能な運動部活動が生徒の発達段階に応じて適切に実施されるよう、「活水高等学校の運動部活動の在り方に関する方針」として本ガイドラインを策定する。

1 ガイドライン策定の趣旨等

- ① 活水高等学校の運動部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、多様な形で最適に実施されることを目指す。
- ② 「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や、生徒の最高のパフォーマンスの発揮ややる気・意欲の向上のためにも、適切な休養日及び活動時間を設定する。
- ③ 活水高等学校は、国が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」にできるだけ則るとともに、本ガイドラインを参考として、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- ① 校長は、毎年度の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
- ② 運動部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成する。校長は、本ガイドラインと活動計画概要をホームページに公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、運動部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の運動部を設置する。また、各運動部の活動内容を把握のうえ、適宜、指導・是正を行う。
- ② 校長は、運動部顧問が適切な運動部活動運営に関する知識や方法の習得をできるよう配慮する。
- ③ 本校管理職は、公的機関が実施する管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等に参加するよう努める。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

- ① 校長及び運動部顧問は、生徒の心身の健康管理に心がけ、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。
- ② 校長及び運動部顧問は、熱中症事故の防止等について万全の対策を行う。場合によっては、主催者との協議により、大会の延期や見直し等、柔軟な対応が行えるようにする。
- ③ 運動部顧問は、中央競技団体が作成・公開する「指導の手引」とともに、平成26年1月に県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」を活用し、指導を行う。

4 本校における適切な休養日及び主たる活動時間の設定

(ただし、セッティング・ウォームアップ・クールダウン・オフティング・生徒が自己の課題を克服するために行う自主活動は、主たる活動には含まない。)

- ① ジュニア期のスポーツ活動時間に関するスポーツ医・科学的観点も踏まえ、以下を基準とする。原則として第一及び第三日曜日（県指定家庭の日）を学校閉鎖として、休養日とする。

ただし、当日に公式試合等が実施される場合は、代替えの休養日を設ける。

- ② 原則として、週当たり1日の休養日を設ける。
- ③ 1日の活動時間を、原則として平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間を超えないものとし、活動時間が週当たり16時間を超えないことを目安とする。ただし、学院強化部活、学校強化部活に指定されている場合は、校長の承認のもと、最適な活動時間を設定することができる。

【中・高共通】

- ・大会参加等、事情により活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないように計画し、生徒が休養を十分に取ることができるようにする。
- ・長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、連続した休養日を設ける。
- ・感染症・熱中症への対策を十分に講じ、生徒にも自覚を促しつつ、健康管理に配慮する。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- ① 校長は、必要に応じ生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部設置を検討する。
- ② 校長は、必要があれば県教育委員会及び市町教育委員会と連携し、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、合同部活動等の取り組みを検討する。

（2）地域との連携等

- ① 校長は、学校や地域の実態に応じ、教育委員会やスポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の整備に協力し、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ① 校長は、県教育委員会及び市町教育委員会の対応に準じて、上位団体の規定の見直しを受け、関係団体と連携し、主催大会の参加資格や運営の在り方等を検討する。
- ② 校長は、県教育委員会及び市町教育委員会の対応に準じて、関係団体と連携し、学校が参加する会の全体像を把握した上で、大会数の上限の目安等を定める。
- ③ 校長は、各運動部が参加する大会等を精査する。

終わりに

- ① 本校における効果的な指導を行うに当たっては、長崎県が通知した「スポーツにおける体罰根絶宣言」についての内容を遵守する。
- ② 県体育協会及び郡市町の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体においては、競技の普及の観点からも、本ガイドラインを踏まえ、運動部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるよう協力を依頼する。
- ③ 校長は、地域や学校の実情、競技特性や競技レベル、強化指定の有無等に応じた多様な形で最適な活動となるよう、本ガイドラインの着実な実施を図る。